

国土建第96号  
平成28年5月17日

各地方整備局等建設業担当部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

建設業許可基準における経營業務管理責任者要件の改正について（通知）

建設業法（昭和24年法律第100号）は、軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を除き、建設業を営もうとする者は建設業の許可を受けなければならないこととする許可制度を設けております。同法第7条には許可の基準が定められており、このうち第1号において、許可を受けようとする者が法人である場合においてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）のうち常勤であるものの1人が、個人である場合においてはその者又はその支配人のうち1人が建設業に関し5年以上の経營業務の管理責任者としての経験等を有することが求められております。

他方、昭和46年の許可制度創設当時と比較し、企業ごとの取締役の人数が減少し、執行役員制度が導入されてきているなど、企業における業務執行の方法が異なってきています。

このため、今般、国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について（平成13年国総建第99号）及び建設業許可事務ガイドライン（平成13年国総建第97号）の一部を改正し、経營業務の管理責任者としての経験等を有する者の配置が求められる「役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）」に、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあつて、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等を追加することとしました。あわせて、経營業務の管理責任者としての経験と同等以上の能力を有することを示すために事業者が提出する書類のうち、執行役員等としての建設業に関する経営管理経験及び建設業に関する経營業務の補佐経験を確認するための書類について見直すこととしました。

これらの改正は、いずれも平成28年6月1日より適用されます。

つきましては、これらの改正内容及び留意事項について、下記のとおり通知しますので、その趣旨を十分にご理解の上、今後の事務処理に当たって遺漏なく取り扱われるようお願いいたします。

## 記

### 一. 経營業務の管理責任者としての経験等を有する者の配置が求められる「役員」の範囲について

経營業務の管理責任者としての経験等を有する者の配置が求められる「役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）」に関し、業務を執行する社員、取締役又は執行役に準ずる地位にあって、許可を受けようとする建設業の経營業務の執行に関し、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受けた執行役員等を「これらに準ずる者」に含めることとした。

これに関し、当該執行役員等については、許可を受けようとする個々の業種区分の建設業について、それぞれの建設業に関する事業部門全般の業務執行に係る権限委譲を受けている必要がある。このため、許可を受けようとする建設業に関する事業の一部のみ分掌する事業部門（一部の営業分野のみを分掌する場合や資金・資材調達のみを分掌する場合等）の業務執行に係る権限委譲を受けた執行役員等は経營業務管理責任者として認められない。

また、建設業法第7条第1号イに規定する「経營業務の管理責任者としての経験」は、業務を執行する社員、取締役、執行役若しくは法人格のある各種の組合等の理事等、個人の事業主又は支配人その他支店長、営業所長等営業取引上対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験をいい、当該執行役員等による経営管理経験は「経營業務の管理責任者としての経験」には含まれない。

なお、執行役員等が「これらに準ずる者」に該当するか否かの判断に当たっては、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第7号等に加え、次に掲げる書類により確認することとする。

- ・執行役員等の地位が業務を執行する社員、取締役又は執行役に次ぐ職制上の地位にあることを確認するための書類（組織図その他これに準ずる書類）
- ・業務執行を行う特定の事業部門が許可を受けようとする建設業に関する事業部門であることを確認するための書類（業務分掌規程その他これに準ずる書類）
- ・取締役会の決議により特定の事業部門に関して業務執行権限の委譲を受ける者として選任され、かつ、取締役会の決議により決められた業務執行の方針に従って、特定の事業部門に関して、代表取締役の指揮及び命令のもとに、具体的な業務執行に専念する者であることを確認するための書類（定款、執行役員規程、執行役員職務分掌規程、取締役会規則、取締役就業規程、取締役会の議事録その他これらに準ずる書類）

### 二. 執行役員等としての経営管理経験のための確認書類について

「経營業務の執行に関して、取締役会の決議を経て取締役会又は代表取締役から具体的な権限委譲を受け、かつ、その権限に基づき、執行役員等として5年以上建設業の経營業務を総合的に管理した経験」（建設業法第七条第一号イに掲げる者と同等以上

の能力を有する者を定める件（昭和47年建設業告示第351号。以下「告示」という。）第1号イ）を確認するための書類について、これまで必要とされてきた業務執行を行う特定の事業部門における業務執行実績を確認するための書類（過去5年間における請負契約の締結その他の法人の経營業務に関する決裁書その他これに準ずる書類）に代えて、執行役員等としての経営管理経験の期間を確認するための書類（取締役会の議事録、人事発令書その他これに準ずる書類）で足りることとする。

### 三. 経營業務を補佐した経験のための確認書類について

「経營業務を補佐した経験」（告示第1号ロ）を確認するための書類について、これまで必要とされてきた被認定者における経験が補佐経験に該当すること及び補佐経験の期間を確認するための書類（過去7年間における請負契約の締結その他法人の経營業務に関する決裁書、稟議書その他これらに準ずる書類）に代えて、被認定者における経験が補佐経験に該当することを確認するための書類（業務分掌規程、過去の稟議書その他これらに準ずる書類）及び補佐経験の期間を確認するための書類（人事発令書その他これらに準ずる書類）で足りることとする。